

第60回河川保全利用委員会における議事整理表

議事	第60回河川保全利用委員会(R3.3.24)議事内容 (主な委員意見、決定した事項及び継続して検討する事項)	第60回委員会での結果(各委員から出された意見の提案・助言)	備考
1) 委員長及び副委員長の選出	●互選により委員長に市木委員、副委員長に中井委員を選出	—	
2) 第59回委員会活動の整理事項	●事務局から「資料-2 第59回河川保全利用委員会 審議事項の整理表」にて審議事項を確認し、承認した。	—	
3) 審議対象公園の許可状況	●「資料-3 審議対象公園の許可状況」にて事務局から説明を行い、承認した。	—	
4) 野洲川川田川公園の更新申請に係る意見の提案・助言	<ul style="list-style-type: none"> ●(1) 占有許可申請説明書の説明 河川管理者から「占有許可申請説明書」の説明を受けて意見の提案・助言を行った。 ●(2) 審査結果一覧表の説明 河川管理者から「資料-5 基本方針の各項目(改正案)に対する満足状況に係る河川管理者の判断について」の説明を受けて意見の提案・助言を行った。 ●(3) 更新申請に係る意見の提案・助言 	<p>◆ 委員会で出された意見をもとに、河川管理者が判断し占有許可更新申請に対し審査を行う。</p> <p>○ 親水空間としての具体的な利用方法について、既存の護岸階段を利用した低水路へのアプローチについては、関連工事などを調整し、計画的に利用できるよう検討するべき。</p> <p>○ 公園利用の占用的な利用については、利用方法を適切に周知できるようにするべき</p>	
5. 委員会の今後のスケジュール	●「参考資料-1 審議対象となる野洲川占有施設一覧」により説明を受けた。	—	
6. 一般傍聴者からの意見聴取	なし	—	
7. その他	なし	—	

第 6 0 回審議対象公園の対応結果報告について

■第 6 0 回委員会審議対象公園　：　野洲川川田河川公園（守山市）

1) 審議対象公園に関する許可の経緯

令和　3 年 1 月 2 9 日　委員会において審議

令和　4 年　2 月 1 7 日　許可処分（国近整琵占調河占第 2 0 2 号）

（許可書交付時に河川管理者より、委員会意見に基づく内容を指導済）

2) 占用更新許可の判断

淀川水系河川整備計画では「河川敷利用にあたっては、川でなければできない利用、川に活かされた利用」を推進するという観点から、現状の利用形態や公園整備のあり方を見直し、グラウンド、ゴルフ場等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用する施設については、地域と川との関わりをふまえながら縮小していくことを基本とする。

ただし、単に河川環境のために制約されて利用できない空間とするのではなく、周辺環境・地域特性に配慮しながら検討を進めることとする。また、それらの施設が持つ防災機能としての役割も重要であることから、河川敷の利用施設については、個々の案件毎に、学識経験者、自治体等関係機関、利用者、地域住民の意見を聴きながら判断することとする。

本件については、第 6 0 回琵琶湖河川事務所河川保全利用委員会において、「河川敷利用の基本理念・基本方針」に基づき、以下の更なる検討や取り組みの必要性についてご意見やご助言をいただいたところである。

○親水空間としての具体的な利用方法について、既存の護岸階段を利用した低水路へのアプローチについては、関連工事などを調整し、計画的に利用できるよう検討すべき。

○公園利用の占用的な利用については、利用方法を適切に周知できるようにすべき

一方で、本施設は、数多くの人々から河川空間としての様々な利用がなされ、地域住民や自治体から施設存続のニーズがあると認められること、現状の自然環境の維持に配慮をした管理や取り組みが行われ、樹林化の抑制や防災の観点に資する役割が認められること等の理由から、河川整備計画及び基本理念等に概ね沿った形での公園占用であり、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を目指す形態の一つであると考えます。

このため、占用者に対して、第 6 0 回河川保全利用委員会において各委員からいただいたご意見等を踏まえて、環境保全・再生に関し真摯に対応されることを前提に、占用期間

満了に伴う更新申請については、河川法第 24 条(土地の占用の許可)の審査基準である「河川敷地の占用許可について」(平成 11 年 8 月 5 日付け建設省河政発第 67 号、最終改正平成 28 年 5 月 30 日国水政第 33 号)の(別紙)河川敷地占用許可準則、第五(占用許可の基本方針)に基づき審査した結果、占用期間を 5 年として更新許可することが妥当と判断した。

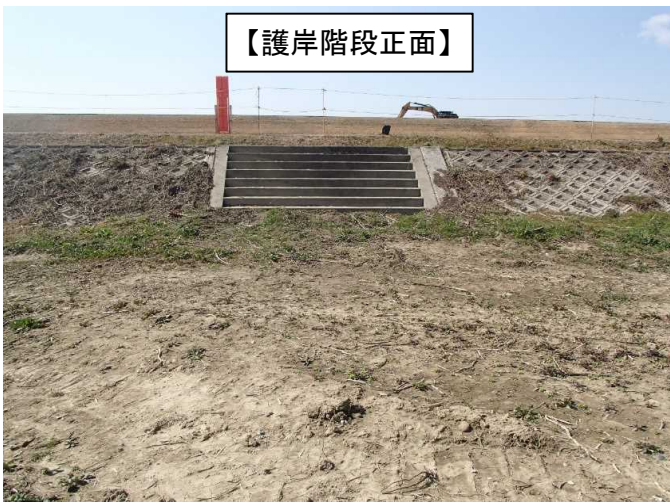
なお河川管理者としても、次回許可更新までの間、適宜フォローアップを行い、占用者の取り組みや検討状況について確認を行うものとする。

【令和3年度 占用許可申請説明書 より抜粋】

区分A：基本理念と基本方針等の検証	
基本的事項	A-1：基本理念に対する満足状況
基本理念の内容	A-1-(1)：川でなければできない利用、川に活かされた利用
<p>●「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を実践していくため、「河川とのふれあいを目指した水辺の総合的利用が可能な施設」となるような利用形態を検討しています。具体的には、護岸階段を利用した低水路へのアプローチを検討しており、河川管理者において樹木伐採に係る計画・調整を行っていただいております。</p>	



【令和3年11月29日 第60回委員会 現地視察時】



令和2年～3年度 河川保全利用委員会試行実施に関する意見照会結果について

1. 占用許可申請説明書の変更について

【試行内容】

従前は審査表に基づき各審査細目ごとに作成しておりましたが、試行では4つの大区分（【基本理念と基本方針等の検証】、【占用施設の計画と設置理由の検証】、【占用施設の利用計画と利用者等からの検証】、【環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証】）の観点における基本的事項を中心とした作成としました。

○すべての委員から「試行案のとおりでよい」とのご意見をいただきました。

2. 意見のとりまとめ方法について

【試行内容】

従前は各委員からのご意見を委員会としての意見書としてとりまとめておりましたが、試行では意見書のとりまとめを省略し、各委員の専門分野の観点からのご意見及びご助言をいただくことを実施しました。また、意見書とりまとめ省略により1案件あたり1回の開催としました。

○すべての委員から「試行案のとおりでよい」とのご意見をいただきました。

○特記意見

- ・試行では委員会から河川管理者が参考とする意見を提示するに留めることとされたため、委員会の開催頻度が少なくなり、この結果は委員及び事務局双方の負担を大きく軽減させる効果が得られたと評価したいと思う（中井副委員長）

3. 委員会資料の作成について

【試行内容】

令和2年度第56回委員会におきまして、別紙①（第56回委員会資料－5）及び別紙②（第56回委員会資料－6）をご提示したところ、「先に河川管理者の判断が詳細に示されているがこれでいいのか。各委員がそれぞれの専門の立場から意見を述べ、それらを基に河川管理者が判断するということではなかったのか」とのご意見があった一方、「判断ではなく見解という意味で捉えれば各委員も意見が言いやすくなる」とのご意見をいただきました。

（補足）平成30年度第55回委員会でご提案した試行案では、河川管理者の見解は別紙②のように基本方針に則してお示しすることとしておりましたが、ご意見をいただくにあたっての参考としていただくべく別紙①を試行作成した経緯があります。

これを受けて、令和3年度第60回委員会では別紙①のような資料は作成せず、別紙②と同等の資料のみとさせていただきます。

○すべての委員から「別紙①の資料はなくてもよい」とのご意見をいただきました。

○特記意見

- ・委員会資料の説明と委員意見の徴収との間に少し日にちを設けるなど工夫できると意見が出やすいかもしれない。必要ないかもしれないが・・・（市木委員長）
⇒委員会の場での意見集約は一次集約とし、その後1週間程度の期間を設定して事務局へ意見の追加があれば送付することも可能とすることで如何でしょうか。（この場合、追加意見も含めたとりまとめ版を委員長へご送付してご確認いただき確定）

4. 河川管理者の責任の明確化について

従前は委員会のご意見を尊重する立場から、意見書の内容（許可の是非や占用期間など）をそのまま占用者へ伝えて占用許可を行っていたため、河川管理者の責任や判断が曖昧なものとなっておりました。そのため、試行では各委員の意見を真摯に受け止めて占用者への環境保全等に関する指導や占用許可に関する最終判断を行うことで責任を明確にするよう実施しました。

これにつきまして、ご意見をお聞かせいただけますようお願い致します。

なお、試行におきまして河川管理者の最終判断に関するご意見はありませんでした。

○すべての委員から「試行案のとおりでよい」とのご意見をいただきました。

○特記意見

- ・委員会の意見は正しくお伝えいただきたいですが、それを踏まえた上で、河川管理者は独立した責任あるご判断を行っていただければよいと思います。（市木委員長）
- ・試行では委員会から河川管理者が参考とする意見を提示するに留めることとされたため、委員会の開催頻度が少なくなり、この結果は委員及び事務局双方の負担を大きく軽減させる効果が得られたと評価したいと思う（中井副委員長）

5. その他のご意見

- ・もともと掲げられていた「川でなければできない利用」という理念が大きく後退した点については、委員会の設置目的や役割に照らして、残念に思います。さらに、これまで本来川以外でもできる利用内容であることを意識するよう求めていた公園利用についても、そのような利用形態であっても、河川管理上、利用してもらったほうが河川管理者としての管理が軽減できる点が評価されるなど、環境保全が軽視されるようになってきたという不安を覚えます。

昨今、御存知の通り、防災の観点からも EcoDRR など、生物が織りなす生態系や植生などが、防災的にも有用な役割を果たしている点が注目されるようになっており、工学的防災だけでなく、環境を保全・活用する観点も重要性が認識されるようになってきています。このような動向に鑑み、本委員会においても、今後の河川利用のあり方に関する考えを深めていけることを期待しております。(中井副委員長)

河川敷占用許可申請・審査の手引きの改正について

1. 提案内容(改正案)

【前文】

○現在の前文

河川敷は、その活用によるまちづくりの推進などの要請に応え、公園等の施設整備が進められてきた。これら公園等の人工的に整備された施設は、本来の川の姿を特徴付ける環境を失わせている現状もあるため、河川本来の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。そのため、以下のように河川敷利用における基本理念と、その基本理念を基礎としてより具体化・汎用化した河川敷利用の基本方針を定めている。

○改正案(整備計画p36 3-5-3(1)参照)

河川敷は、その活用によるまちづくりの推進などの**社会的**要請に応え、公園等の施設整備が進められてきた。**この結果、河川敷の一部が地域に密着した河川公園として整備され、住民に利用されている。自治体や住民からは、身近な自然空間である河川敷を公園として利用したいとの強い要望がある。これらの河川敷は、地域防災計画の広域避難場所として位置付けられている箇所もある。**

一方、これら公園等の人工的に整備された施設は、本来の川の姿を特徴付ける環境を失わせている現状もあるため、河川本来の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。河川は公共空間であるとともに、生物にとっても貴重な環境となっており、多様な生物と共存しながら、誰もが自由に楽しみ、憩える場として、健全で秩序ある河川敷の利用が望まれる。そのため、以下のように河川敷利用における基本理念と、その基本理念を基礎としてより具体化・汎用化した河川敷利用の基本方針を定めている。

【3-1. 河川敷利用の基本理念】

○現在の基本理念

川は、生物が生息・生育する場として地域が有する貴重な自然環境であり、そのような環境に育まれた地域固有の風土・文化が形成されてきている。

こうした認識の下で、失われた自然環境を修復し、将来に地域の貴重な財産を保全・継承していくために「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を尊重することを河川敷利用の基本理念とする。

○改正案-1

川は、生物が生息・生育する場として地域が有する貴重な自然環境であり、そのような環境にも育まれた地域固有の風土・文化が形成されてきている。

こうした認識の下で、失われた自然環境を修復し、将来に地域の貴重な財産を保全・継承していくために「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を尊重することを河川敷利用の基本理念とする。

○改正案-2(整備計画p2 1、p13 3-1、p102 4-5-1参照)

川は、生物が生息・生育する場として地域が有する貴重な自然環境であり、そのような環境に育まれた人々が利用する場であり、地域固有の風土・文化が形成されてきているしてきた場である。それを将来にわたって保全していくためには、住民や自治体が、地域の特性や実情に応じた手法で、川を守るという人と川とのつながりを構築していくことが求められる。

こうした認識の下で、失われた自然環境を修復し、将来に地域の貴重な財産を保全・継承していくそのために「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を尊重すること基本とするとともに、地域の住民や自治体からのニーズも踏まえ、貴重なオープンスペースである河川敷地の多様な利用が適正に行われるようにする。また、環境学習を推進する場としての利用を推進する。以上を河川敷利用の基本理念とする。

※「ニーズ」とは、整備計画ただし書きにある、「数多くの人々に利用」、「スポーツ施設に対する存続及び新設の強い要望」、「防災機能としての役割」を指していると考えます。

【3-2. 河川敷利用の基本方針】

○現在の基本方針

琵琶湖河川事務所が所管する各河川における河川敷利用の基本方針は、基本理念を踏まえて以下のとおり定める。

- (1) 自然環境の保全・修復と治水、利水を踏まえたものとする。
- (2) 誰もが河川と容易にふれあえるものとする。
- (3) 利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。
- (4) 利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、供用前の自然環境への復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をするものとする。
- (5) 利用が競合する場合は、関係者間で合意形成を図るものとする。

○改正案

琵琶湖河川事務所が所管する各河川における河川敷利用の基本方針は、基本理念を踏まえて以下のとおり定める。

- (1) 自然環境の保全・修復と治水、利水を踏まえたに資するものとする。
- (1)' 自然環境の保全・修復とを踏まえたもの、また、治水・河川管理及び適正な利水・利用を踏まえたに資するものとする。
- (2) 誰もが河川と容易にふれあえるものとする。
- (3) 利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。
- (4) 利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、供用前の自然環境への復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をするものとする。
- (5) 利用が競合する場合は、関係者間で合意形成を図るものとする。
- (6) 数多くの人々に利用され、また住民や自治体等から存続及び新設の強い要望があり、かつ、適正な維持管理によって現状の自然環境の保全に配慮しつつ、防災機能としての役割があるものとする。

【3-2. 基本理念及び基本方針を踏まえた望ましい利用形態の例】

○現在の望ましい利用形態の例

- (1) 自然環境の保全・修復に向けた利用
- (2) 水環境学習を推進するための利用
- (3) 治水・利水のあり方を理解するための利用
- (4) 自然散策等健康増進のための親水空間としての利用
- (5) 流域の景観(生態的景観を含む)と歴史・文化を損なわない利用

○改正案

- (1) 自然環境の保全・修復に向けた利用
- (2) 水環境学習を推進するための利用
- (3) 治水・利水のあり方を理解するための利用
- (4) 自然散策等健康増進のための親水空間としての利用
- (5) 流域の景観(生態的景観を含む)と歴史・文化を損なわない利用
- (6) 防災機能としての役割を有する利用

2. 過年度の委員会においていただいたご意見

【提案趣旨に関するもの】

○河川管理者の提案趣旨について、委員会の設置のあり方自体がダメと受け取れるが、そうではなくて河川整備計画とのずれが生じているのは委員会の運用面ではないか。

委員会は設置当初から規約上「意見の提案及び助言をする」とされており、委員会の意見を河川管理者が大変尊重され、意見書をそのまま申請者へ指導という形で出していただいた経緯がある。

河川管理者の立場としては特に治水面が河川行政として最重要課題であるところ、抜け落ちてしまいかねない、あるいは軽んじられてしまいそうな環境保全の部分を専門家から意見の提案、助言をするというのがそもそもの趣旨であり、その意見等を河川管理者がお聞きしていただければよいわけで、本来のあり方に持っていくという点では結構だと思う。

⇒委員会の設置自体がダメということではなく、今後も委員会の必要性は変わらないと考えている。あくまで委員会の運用面でのずれという認識である。

○他の淀川水系の河川事務所においても委員会があるということなので状況をお聞きしたい。

これまで委員会の意見を意見書という形で河川管理者が受けられて、そのまま申請者へ指導事項としてお戻しいただいていた。今後、そうではなくて委員会の意見を聞いた上で河川管理者が責任を持って判断されるという形になるが、この委員会が変わることによって他の河川事務所の委員会と同じように変わるのか、それともこの委員会が先行していく形になるのか。

⇒他の河川事務所の委員会ではご意見を述べていただく場となっている。

○委員会は、各専門家の立場から意見を出す場であって、最終的に意見を受けて決定するのは河川管理者である。本来の委員会の役割はそこであり、逆に言えば、これまではこの委員会の荷が重かったとも言え、そういう意味では今回のご提案はよいと思っている。ただし、運用の変更により、環境保全の部分があまりに軽んじられないか、言葉は悪いが骨抜きになってしまわないかというところは大変気になるところで、試行期間で見極めていきたい。
⇒試行を通じてご確認いただきたい。

○治水に資するものであればどんどん認めていこうとしているのか。
⇒治水に資すれば何でもよいと考えているわけではなく、数多くの人々に利用されていること、住民や自治体から強い要望があること、適正な維持管理を行って現状の自然環境の保全に配慮すること、これらを併せて持っていなければ認められないと考えている。

【手引きの改正に関するもの】

○委員会の運用の基礎となるものが手引きであり、手引きの内容と整備計画とのずれが生じ、極端な言い方をすれば抜けている。そのため、河川管理者から案を提示していただいているが、抜けているところは直す、という方向性で進めていただいでよい。

【前文、基本理念、基本方針の改正案に関するもの】

○改正案に対してご意見をいただいた。(今回の資料に反映させております)

○具体的でわかりやすくなっているので、よいと思う。

○原文と改正案を比較すると、かなり丁寧に書き加えているが、書き加えなければならない特段の事情があるのか。わざわざ書かなくても各委員が皆それぞれわかっているよという部分もあるのではと思うが、そのあたりはどうか。

⇒敢えてたくさん書き加えた。手引きという性質上、事務局も河川管理者も各委員も替わっていくことを踏まえると、改正するのならよりわかりやすく、読んだときに理解しやすいようにしておきたいという思いで書き加えた。もちろん、仰るように書かなくてもわかっているという部分もあれば、そこまで書くとぎらつくので書かなくてもいいのではというご意見もあるだろうことは理解している。

また、基本理念に関しては少し修正する案と大幅に書き込んだ案の両極端な案をお示しているが、議論をしていただくに当たって、敢えてご提案したという側面もある。

【占用許可申請説明書に関するもの】

○審査項目を簡略化するという事で議論はシンプルになると思われるが、許可申請説明書の内容が簡略化に合わせて薄くなってしまうと議論のしようがなくなる。現地調査で見たものでしか判断できなくなるのはよろしくない。

○審査は簡略化されても、意見書の作成はなくなっても、申請手続きを簡略化されてしまうと審査のしようがなくなるので、そこは簡略化されないほうがよいと考える。

⇒現在は審査表に基づいて細かな項目ごとに作成していただいているが、こういう公園であるという必要なことをしっかりとご説明できるような許可申請説明書を考えている。試行においてご確認いただきたい。

【意見のとりまとめに関するもの】

- 今まで非常にこの委員会の意見は重たくて、責任も負っていた。もちろん、これからも責任はあるが、今回のご提案により一委員としては意見が言いやすくなるかなと思っている。
- 意見書としてまとめる必要がなくなれば、逆に厳しい意見が出るかもしれないが、河川管理者としてはそれでも構わないのか。
⇒引き続き、専門的なお立場から厳しいご意見も含めてお伺いしたいと考えている。

【河川管理者から申請者への指導に関するもの】

- これまでは意見書に基づいて、例えば条件を完全に満足していないところ、足りないところの改善を少しずつでも図りながら、条件を満足することを目標として、やむを得ず利用を認めるというスタンスであった。今回の変更によって、委員会からこういう意見が出されているので、これからも頑張って対応してください、といったニュアンスに変わっていかないか気になる。
- (上記意見を踏まえた異なる意見)これまで意見書があつて、それを委員会のお墨付きとして河川管理者が更新許可していたものが、これからは河川管理者として更新は認めるけれども委員会からはこういう意見が出されているので対応を求めると言い方になって、どちらかと言えば厳しいニュアンスとなるのではないか。もちろん、河川管理者の裁量により優しい方にも厳しい方にも動くかもしれないが、それが河川管理者の責任の明確化ということでもあり、河川管理者としてはこれまで以上に判断が重大となってくるのではないかと考える。

河川敷占用許可申請・審査の手引き 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>河川敷占用許可申請・審査の手引き</p> <p>2023年 ○月</p> <p>国土交通省 琵琶湖河川事務所 河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）</p>	<p>河川敷占用許可申請・審査の手引き</p> <p>2019年 1月</p> <p>国土交通省 琵琶湖河川事務所 河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）</p>	

河川敷占用許可申請・審査の手引き 新旧対照表

新	旧	備考欄
目次	目次	
1. 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	1. 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
2. 適用範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	2. 適用範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
3. 河川敷の保全と利用の基本的な考え方・・・・・・・・・・ 1	3. 河川敷の保全と利用の基本的な考え方・・・・・・・・・・ 1	
3-1 河川敷利用の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	3-1 河川敷利用の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
3-2 河川敷利用の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	3-2 河川敷利用の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
3-3 河川敷占用許可審査の基本的な考え方・・・・・・・・・・ 2	3-3 河川敷占用許可審査の基本的な考え方・・・・・・・・・・ 2	
4. 河川敷占用許可制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	4. 河川敷占用許可制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	
4-1 河川敷占用許可制度の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	4-1 河川敷占用許可制度の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	
4-2 事前協議システムにおける審査の留意点・・・・・・・・・・ 4	4-2 事前協議システムにおける審査の留意点・・・・・・・・・・ 4	
5. 審査の準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	4-3 <u>事前協議システムにおける委員会審査の流れ</u> ・・・・・・・・ 5	(削除)
5-1 審査に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	5. 審査の準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6	
5-2 <u>現地調査</u> の準備内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	5-1 審査に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6	
6. 審査表等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	5-2 <u>委員会1回目(第1回審査)の準備内容</u> ・・・・・・・・ 6	(変更)
6-1 審査表(原本)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	5-3 <u>委員会2回目(第2回審査)の準備内容</u> ・・・・・・・・ 6	(削除)
6-2 <u>審査結果一覧表</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	5-4 <u>審査表の作成と運用</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	"
7. 申請内容の審査事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10	6. 審査表の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8	(変更)
7-1 審査事例集の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10	6-1 審査表の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8	"
7-2 審査事例集の使用上の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 11	7. 申請内容の審査事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10	(追加)
8. 審査結果の集約と提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12	7-1 審査事例集の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10	"
8-1 委員会審査結果の集約・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12	7-2 審査事例集の使用上の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 11	"
	8. 審査結果の集約と提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12	"
	8-1 委員会審査結果の集約・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12	"

河川敷占用許可申請・審査の手引き 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>7. 参考資料・・・・・・・・・・ 6</p> <p>7-1 <u>審査表 (原本)</u>・・・・・・・・・・ 6</p> <p>7-2 <u>審査対象施設位置図</u>・・・・・・・・・・ 6</p> <p>7-3 <u>意見</u>・・・・・・・・・・ 6</p>	<p>8-2 <u>意見書による審査結果の回答</u>・・・・・・・・ 12</p> <p>9. <u>審査資料と参考資料</u>・・・・・・・・・・ 13</p> <p>9-1 <u>審査資料</u>・・・・・・・・・・ 13</p> <p>9-2 <u>参考資料</u>・・・・・・・・・・ 13</p>	<p>//</p> <p>(変更)</p> <p>//</p> <p>//</p> <p>(追加)</p>

河川敷占用許可申請・審査の手引き 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>1. 目的 本手引きは、河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）（以下「委員会」という。）における申請・審査の参考とすべく、審査の流れと審査基準としてのポイントやこれまで審査が行われた案件の審査事例を取りまとめたものである。本手引きを利用することにより、申請者にとっては占用許可申請説明書作成の参考となり、河川管理者及び委員会にとっては審査が同一の視点で実施されることが期待される。</p> <p>2. 適用範囲 琵琶湖河川事務所が所管する全河川に適用する。</p> <p>3. 河川敷の保全と利用の基本的な考え方 河川敷は、その活用によるまちづくりの推進などの社会的要請に応え、公園等の施設整備が進められてきた。<u>この結果、河川敷の一部が地域に密着した河川公園として整備され、住民に利用されている。自治体や住民からは、身近な自然空間である河川敷を公園として利用したいとの強い要望がある。これらの河川敷は、地域防災計画の広域避難場所として位置付けられている箇所もある。</u> <u>一方、これら公園等の人工的に整備された施設は、本来の川の姿を特徴付ける環境を失わせている現状もあるため、河川本来の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。河川は公共空間であるとともに、生物にとっても貴重な環境となっており、多様な生物と共存しながら、誰もが自由に楽しめ、憩える場として、健全で秩序ある河川敷の利用が望まれる。</u>そのため、以下のように河川</p>	<p>1. 目的 本手引きは、河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）（以下「委員会」という。）における申請・審査の参考とすべく、審査の流れと審査基準としてのポイントやこれまで審査が行われた案件の審査事例を取りまとめたものである。本手引きを利用することにより、申請者にとっては占用許可申請説明書作成の参考となり、河川管理者及び委員会にとっては審査が同一の視点で実施されることが期待される。</p> <p>2. 適用範囲 琵琶湖河川事務所が所管する全河川に適用する。</p> <p>3. 河川敷の保全と利用の基本的な考え方 河川敷は、その活用によるまちづくりの推進などの要請に応え、公園等の施設整備が進められてきた。</p> <p>これら公園等の人工的に整備された施設は、本来の川の姿を特徴付ける環境を失わせている現状もあるため、河川本来の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。</p> <p>そのため、以下のように河川敷利用における基本理念と、その基本理</p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p>

河川敷占用許可申請・審査の手引き 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>敷利用における基本理念と、その基本理念を基礎としてより具体化・汎用化した河川敷利用の基本理念を定めている。</p> <p>なお、この基本理念及び基本方針は、新規要望施設と既存継続施設を区分することなく適用することを原則とする。</p>	<p>念を基礎としてより具体化・汎用化した河川敷利用の基本理念を定めている。</p> <p>なお、この基本理念及び基本方針は、新規要望施設と既存継続施設を区分することなく適用することを原則とする。</p>	
<p>3－1 河川敷利用の基本理念</p> <p>(案－1)</p> <p>川は、生物が生息・生育する場として地域が有する貴重な自然環境であり、そのような環境に<u>も</u>育まれた地域固有の風土・文化が形成されてきている。</p> <p>こうした認識の下で、将来に地域の貴重な財産を保全・継承していくために「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を尊重することを河川敷利用の基本理念とする。</p> <p>(案－2)</p> <p>川は、生物が生息・生育する場として地域が有する貴重な自然環境であり、<u>人々が利用する場であり、</u>地域固有の風土・文化を形成してきた場である。<u>それを将来にわたって保全していくためには、住民や自治体が、地域の特性や実情に応じた手法で、川を守るという人と川とのつながりを構築していくことが求められる</u></p> <p><u>そのために</u>「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本とするとともに、地域の住民や自治体からのニーズも踏まえ、貴重なオープンスペースである河川敷地の多様な利用が適正に行われるようにする。また、環境学習を推進する場としての</p>	<p>3－1 河川敷利用の基本理念</p> <p>川は、生物が生息・生育する場として地域が有する貴重な自然環境であり、そのような環境に育まれた地域固有の風土・文化が形成されてきている。</p> <p>こうした認識の下で、<u>失われた自然環境を修復し、</u>将来に地域の貴重な財産を保全・継承していくために「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を尊重することを河川敷利用の基本理念とする。</p> <p>川は、生物が生息・生育する場として地域が有する貴重な自然環境であり、<u>そのような環境に育まれた地域固有の風土・文化が</u>形成されてきている。</p> <p>こうした認識の下で、<u>失われた自然環境を修復し、</u>将来に地域の貴重な財産を保全・継承していくために「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を尊重することを河川敷利用の基本理念とする。</p>	<p>(案－1) との対照</p> <p>(追加)</p> <p>(削除)</p> <p>(案－2) との対照</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

河川敷占用許可申請・審査の手引き 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>利用を推進する。以上を河川敷利用の基本理念とする。</p> <p>3－2 河川敷利用の基本方針 琵琶湖河川事務所が所管する各河川における河川敷利用の基本方針は、基本理念を踏まえて以下のとおり定める。</p> <p>(1) 自然環境の保全・修復と治水、利水に資するものとする。</p> <p>(1) ’ 自然環境の保全・修復を踏まえたもの、また、治水・河川管理及び適正な利水・利用に資するものとする。</p> <p>(2) 誰もが河川と容易にふれあえるものとする。</p> <p>(3) 利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。</p> <p>(4) 利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、供用前の自然環境への復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をするものとする。</p> <p>(5) 利用が競合する場合は、関係者間で合意形成を図るものとする。</p> <p>(6) 数多くの人々に利用され、また住民や自治体等から存続及び新設の強い要望があり、かつ、適正な維持管理によって現状の自然環境の保全に配慮しつつ、防災機能としての役割があるものとする。</p> <p>上記の基本理念及び基本方針を踏まえた望ましい利用形態の例としては、以下のものが考えられる。</p>	<p>3－2 河川敷利用の基本方針 琵琶湖河川事務所が所管する各河川における河川敷利用の基本方針は、基本理念を踏まえて以下のとおり定める。</p> <p>(1) 自然環境の保全・修復と治水、利水を踏まえたものとする。</p> <p>。</p> <p>(1) 自然環境の保全・修復と治水、利水を踏まえたものとする。</p> <p>。</p> <p>(2) 誰もが河川と容易にふれあえるものとする。</p> <p>(3) 利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。</p> <p>(4) 利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、供用前の自然環境への復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をするものとする。</p> <p>(5) 利用が競合する場合は、関係者間で合意形成を図るものとする。</p> <p>上記の基本理念及び基本方針を踏まえた望ましい利用形態の例としては、以下のものが考えられる。</p>	<p>(変更)</p> <p>(1) ’ 案との対照 (変更)</p> <p>(追加)</p>

河川敷占用許可申請・審査の手引き 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(1) 自然環境の保全・修復に向けた利用 (2) 水環境学習を推進するための利用 (3) 治水・利水のあり方を理解するための利用 (4) 自然散策等健康増進のための親水空間としての利用 (5) 流域の景観（生態的景観を含む）と歴史・文化を損なわない利用 (6) 防災機能としての役割を有する利用</p> <p>3-3 河川敷占用許可審査の基本的な考え方 河川敷占用許可審査の基本的考え方については、以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 河川敷占用許可に係る審査の基本は、河川敷利用の基本理念（以下「基本理念という。」）と河川敷利用の基本方針（以下「基本方針」という。）に基づくこととする。 (2) 基本理念・基本方針は、琵琶湖河川事務所が所管する全河川に適用する。 (3) 基本理念・基本方針に合致しない既存施設は廃止・縮小する。</p> </div> <p>(説明) ①河川敷利用の<u>あり方について</u>、基本理念と基本方針を基に<u>意見の提案及び助言を行う</u>。</p>	<p>(1) 自然環境の保全・修復に向けた利用 (2) 水環境学習を推進するための利用 (3) 治水・利水のあり方を理解するための利用 (4) 自然散策等健康増進のための親水空間としての利用 (5) 流域の景観（生態的景観を含む）と歴史・文化を損なわない利用</p> <p>3-3 河川敷占用許可審査の基本的な考え方 河川敷占用許可審査の基本的考え方については、以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 河川敷占用許可に係る審査の基本は、河川敷利用の基本理念（以下「基本理念という。」）と河川敷利用の基本方針（以下「基本方針」という。）に基づくこととする。 (2) 基本理念・基本方針は、琵琶湖河川事務所が所管する全河川に適用する。 (3) 基本理念・基本方針に合致しない既存施設は廃止・縮小する。</p> </div> <p>(説明) ①河川敷利用の<u>可否は</u>、基本理念と基本方針を基に<u>審査・判断を行う</u>。 ②<u>既存継続施設は、住民等から存続の要望があることを考慮し、基本理念・基本方針に合致しない場合においても、当面は自然環境への影響が軽微な利用に限ってこれを認めるが、利用方法の改善や施設の縮小・廃止を目指すものとする。</u></p>	<p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p>

河川敷占用許可申請・審査の手引き 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>4. 河川敷占用許可制度</p> <p>4-1 河川敷占用許可制度の流れ</p> <p>琵琶湖河川事務所における占用許可制度の流れを以下の図に示す。</p> <p>(別紙参照)</p> <p>占用許可制度の流れに示す①から⑩までの各手続を以下に説明する。</p> <p>①河川管理者と申請者は、<u>占用許可申請の概要について確認する。</u></p>	<p><u>3-4 その他</u></p> <p><u>委員会における審査が終了した占用施設については、委員会から提出された意見書と その審査過程を参考として「各占用区域ごとの現状と今後の望ましい利用形態」を定め、「9-2 参考資料 参考資料4」に随時追加していくこととする。</u></p> <p>4. 河川敷占用許可制度</p> <p>4-1 河川敷占用許可制度の流れ</p> <p>琵琶湖河川事務所における占用許可制度の流れを以下の図に示す。</p> <p>(別紙参照)</p> <p>占用許可制度の流れに示す①から⑬までの各手続を以下に説明する。</p> <p>①申請者は「<u>占用許可申請説明書</u>」(以下「<u>説明書</u>」という。)の作成を行う。</p> <p><u>・申請者は、基本理念と基本方針に基づいた河川敷利用となるように検討した上で、審査表(原本)の審査細目に従って「説明書」を作成して河川管理者へ提出する。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(別紙参照)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

河川敷占用許可申請・審査の手引き 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>②河川管理者は、意見照会書に<u>占用許可申請説明書（以下「説明書」という。）</u>及び審査結果一覧表（以下「一覧表」という。）を添付して、委員会へ付託する。</p> <p><u>・説明書に記載する内容は、審査表（原本）の審査区分の観点から次の基本的事項とする。</u></p> <p><u>区分A【基本理念と基本方針等の検証】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・基本理念に対する満足状況</u> <u>・基本方針の各項目に対する満足状況</u> <u>・前回意見を踏まえた河川管理者からの指導に対する取組状況</u> <p><u>区分B【占用施設の計画と設置理由の検証】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・占用に係る事業計画の概要、占用の必要性、経緯</u> <u>・現許可内容からの変更計画</u> <p><u>区分C【占用施設の利用計画と利用者等からの検証】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・施設配置計画</u> <u>・施設の維持修繕計画、管理体制</u> <u>・施設利用方法</u> <u>・施設利用状況</u> <p><u>区分D【環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・環境、景観への影響に対する配慮</u> <p>・<u>基本方針</u>を基に河川管理者が審査を行い一覧表（<u>6-2のとおり</u>）を作成する。</p>	<p>②河川管理者は、意見照会書に「説明書」及び「<u>審査結果一覧表</u>」（以下「一覧表」という。）を添付して、委員会へ付託する。</p> <p>・<u>河川管理者は、申請者が提出した「説明書」に記載された利用形態が基本理念・基本方針に合致した形態か否か、また「説明書」に不備がないか形式審査を行う。</u></p> <p><u>その後、審査表（原本）を基に申請案件に応じた審査表（案）を作成し、審査表（案）のうち河川管理者が審査を行う項目につ</u></p>	<p>（変更）</p> <p>（追加）</p> <p>（変更）</p>

河川敷占用許可申請・審査の手引き 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>③委員会は、必要に応じて現地調査を行い施設状況を確認する。</p> <p>④委員会は、申請者及び河川管理者から占用施設の説明を受ける。 <u>・委員会は現地調査において、申請者及び河川管理者から占有施設の説明を受ける。</u></p> <p>・委員会は委員会において、<u>説明書</u>及び一覧表の説明を河川管理者から受ける。</p> <p>・委員会は追加説明を受ける必要があると判断した場合は<u>適宜</u>説明を受ける。</p>	<p>いて審査を行い「一覧表」を作成する。</p> <p>③委員会は、必要に応じて現地調査を行い施設状況を確認する。</p> <p>④委員会は、申請者及び河川管理者から占有施設の説明を受ける。</p> <p>・河川管理者から審査を付託された委員会は、申請内容が基本理念と基本方針に合致するか否かを確認し、合致すると判断した場合は審査を開始する。</p> <p>・委員会は委員会1回目（第1回審査）において、<u>申請された案件の概要及び一覧表の説明を河川管理者から受ける。</u></p> <p>・委員会は委員会2回目（第2回審査）において、<u>河川管理者が審査を行った項目以外の審査を行う。なお、申請者からの追加説明を受ける必要があると判断した場合は、委員会3回目（第3回審査）において説明を受ける。</u></p> <p>・委員会は、申請案件を審査するため、河川管理者が作成した審査表（案）に問題がなければ審査表（案）を承認して、審査表に基づき審査を行う。なお、審査表（案）に問題がある場合は、委員会は審査項目・審査細目の追加等を行うことができる。</p> <p>⑤委員会は、必要に応じて、住民意見の聴取を河川管理者へ要請する。</p>	<p>(追加)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>


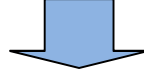
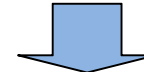
河川敷占用許可申請・審査の手引き 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>4-2 事前協議システムにおける審査の留意点</p> <p>(1) 河川管理者及び委員会は、<u>一覧表</u>を用いて審査を実施する。</p> <p>(2) <u>一覧表を基に、各委員はそれぞれの専門分野の観点から意見を述べる。</u></p> <p>(3) <u>委員会から追加の説明要請があった場合には、河川管理者は、必要に応じて申請者に確認した後、書面にて適宜説明を行う。</u></p> <p>(4) <u>占用施設の変更について</u></p> <p><u>①公園等占用施設の変更について、琵琶湖河川事務所が申請者から事前協議を受けた場合、原則として「占用施設の新設及び更新の許可」と同様、委員会の意見を聴くこととする。</u></p> <p><u>②前記の規定にもかかわらず、下記のいずれかの場合はあらかじめ委員会の委員長及び副委員長の同意を得て、委員会に付託せず、河川管理者が占用を許可することができる。</u></p> <p><u>(ア) 占用施設の改築を伴わない軽易な変更（復元が可能）</u></p> <p><u>(イ) 委員会からの意見、要望等に基づいた変更</u></p> <p><u>(ウ) 基本理念、基本方針及び審査表（原本）の審査項目等に合致した変更</u></p> <p><u>③前記の規定により委員会に付託しなかった場合は、河川管理者が公園等占用施設の変更について占用を許可した後、委員会に報告するものとする。</u></p>	<p>4-2 事前協議システムにおける審査の留意点</p> <p>(1) 河川管理者及び委員会は、<u>審査表</u>を用いて審査を実施する。</p> <p>(2) <u>審査表は、審査を行う項目を示したものであり、本手引き5-4「審査表の作成と運用」に従って申請案件ごとに作成する。</u></p> <p>(3) <u>河川管理者及び委員会は、審査項目・審査細目とその説明欄の記載に基づき審査・判断を行う。</u></p> <p>(4) <u>審査項目・審査細目の審査・判断結果は、意見書作成に活用する。</u></p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

河川敷占用許可申請・審査の手引き 新旧対照表

新	旧	備考欄
	<p>4-3 事前協議システムにおける委員会審査の流れ 事前協議システムでの委員会審査の流れを示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・河川管理者から申請者へ「<u>占用許可申請説明書</u>」の作成を依頼する。 ・申請者は「<u>占用許可申請説明書</u>」を作成し、河川管理者へ提出する。 ・河川管理者は、本手引きに基づき審査項目の一部を審査し、「<u>審査結果一覧表</u>」を作成する。 ・河川管理者は、河川保全利用委員会へ意見照会書に「<u>占用許可申請説明書</u>」、「<u>審査結果一覧表</u>」を添付して付託する。 </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><u>委員会1回目（現地調査・河川管理者から概要及び審査結果一覧表の説明）</u></p> <p>※この委員会で時間があれば、河川管理者が審査を行った項目以外の審査を行う。</p> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>委員会2回目（河川管理者が審査を行った項目以外の審査）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> <p>ホームページや対話集会により意見聴取を行う</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>審議状況により、委員会回数の増減あり</p> </div> </div>	<p>(削除)</p>

河川敷占用許可申請・審査の手引き 新旧対照表

新	旧	備考欄
	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">調整作業会1回目(審査コメント、意見書の集約)</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">調整作業会2回目(意見書の集約) ※必要に応じて開催する</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">委員会3回目(意見書(案)審議)</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・意見書提出 ・委員会ニュースにて審査結果を公表 </div> </div> <p>※標準モデルとして委員会は3回とするが、審議状況により委員会回数は増減する。</p> <p>※申請者は委員会を傍聴し、委員会から審査表の審査項目に係る説明要請があった場合には、書面にて河川管理者を通じて回答する。</p>	<p>(削除)</p>

河川敷占用許可申請・審査の手引き 新旧対照表

新	旧	備考欄
	<p><u>5-4 審査表の作成と運用</u></p> <p><u>(1) 審査表原本の作成</u> 事務局は、今までの委員会審査で使用した審査表の活用結果を集大成したのものとして審査表原本を作成し、本手引きに収録するものとする。</p> <p><u>(2) 審査表の作成</u> 河川管理者は、審査対象案件に応じて審査表原本から審査に必要と思われる審査項目・審査細目を取捨選択して審査表(案)を作成する。また必要に応じて審査項目・審査細目の新規追加等を委員会へ提案することができる。 委員会は、河川管理者から提出された審査表(案)について、内容を検討し、問題がなければ審査対象案件用の審査表として承認して審査に活用する。なお、河川管理者から提出された審査表(案)に問題がある場合は、委員会は審査表(案)に審査項目・審査細目の追加等を行うことができる。</p> <p><u>(3) 審査表の活用と審査表原本の整理</u> 委員会にて承認を受けた審査表に、審査表原本に記載された審査項目・審査細目以外の審査項目・審査細目がある場合は、審査対象案件の審査終了後に、審査表原本へ追加整理等を行い、常に最新の審査表原本を本手引きに収録するものと</p>	<p>(削除)</p>

河川敷占用許可申請・審査の手引き 新旧対照表

新	旧	備考欄																				
<p>6. <u>審査表等について</u></p> <p>6-1 <u>審査表(原本)</u></p> <p>審査表(原本)は、審査区分、審査項目、審査細目の構成とし、審査細目には<u>審査内容</u>の説明を記載することとする。<u>(7-1のとおり)</u></p> <p><u>なお、審査表(原本)は2018年度までの委員会の中で審査の観点として取りまとめられたものである。2023年度(2020～2021年度の試行を含む)からは委員会で意見を述べる際の参考として取り扱い、審査表(原本)に沿った審査は行わないものとする。</u></p>	<p>する。</p> <p>6. <u>審査表の構成</u></p> <p>6-1 <u>審査表の構成</u></p> <p>委員会で使用する審査表は、以下に示す審査区分、審査項目、審査細目の構成とする。<u>なお、審査細目には説明を記載することとする。</u></p> <p style="text-align: center;">審査表の構成</p> <table border="1" data-bbox="1216 999 1852 1441"> <thead> <tr> <th>審査区分</th> <th>審査項目(1)</th> <th>審査細目(1)</th> <th>審査細目(11)の説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>審査細目(1)</td> <td>審査細目(12)の説明</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>審査細目(2)</td> <td>審査細目(13)の説明</td> </tr> <tr> <td></td> <td>審査項目(2)</td> <td>審査細目(1)</td> <td>審査細目(21)の説明</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>審査細目(2)</td> <td>審査細目(22)の説明</td> </tr> </tbody> </table>	審査区分	審査項目(1)	審査細目(1)	審査細目(11)の説明			審査細目(1)	審査細目(12)の説明			審査細目(2)	審査細目(13)の説明		審査項目(2)	審査細目(1)	審査細目(21)の説明			審査細目(2)	審査細目(22)の説明	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(削除)</p>
審査区分	審査項目(1)	審査細目(1)	審査細目(11)の説明																			
		審査細目(1)	審査細目(12)の説明																			
		審査細目(2)	審査細目(13)の説明																			
	審査項目(2)	審査細目(1)	審査細目(21)の説明																			
		審査細目(2)	審査細目(22)の説明																			

河川敷占用許可申請・審査の手引き 新旧対照表

新	旧				備考欄																	
<p>(1) 審査区分と審査項目</p> <p>①審査区分</p> <p>審査表の審査区分は、右の4つの区分から構成する。</p> <p>A. 基本理念と基本方針等の検証</p> <p>B. 占用施設の計画と設置理由の検証</p> <p>C. 占用施設の利用計画と利用者等からの検証</p> <p>D. 環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証</p> <p>②審査項目</p> <p>審査項目は、審査区分に対して審査に必要な項目を設定する。</p> <p>審査区分に対する審査項目は、</p> <p>審査区分「A」で3項目、</p> <p>審査区分「B」で4項目、</p> <p>審査区分「C」で4項目、</p>			<p>2)</p> <p>審査細目(2)</p> <p>3)</p> <p>.....</p>	<p>説明</p> <p>審査細目(23)の説明</p> <p>.....</p>	<p>(削除)</p>																	
	<p>(1) 審査区分と審査項目</p> <p>①審査区分</p> <table border="1" data-bbox="1070 619 1852 1453"> <thead> <tr> <th>審査区分</th> <th>審査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">A 基本理念と 基本方針等 の検証</td> <td>A1 基本理念</td> </tr> <tr> <td>A2 基本方針</td> </tr> <tr> <td>A3 意見書</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">B 占用施設の 計画と設置 理由の検証</td> <td>B1 必要性</td> </tr> <tr> <td>B2 代替性</td> </tr> <tr> <td>B3 安全性</td> </tr> <tr> <td>B4 公共性</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">C 占用施設の 利用計画と 利用者等か らの検証</td> <td>C1 占用施設利 用計画</td> </tr> <tr> <td>C2 利用者</td> </tr> <tr> <td>C3 利用形態</td> </tr> <tr> <td>C4 住民意見の 反映</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">D 環境・治水・</td> <td>D1 環境</td> </tr> <tr> <td>D2 治水</td> </tr> </tbody> </table>					審査区分	審査項目	A 基本理念と 基本方針等 の検証	A1 基本理念	A2 基本方針	A3 意見書	B 占用施設の 計画と設置 理由の検証	B1 必要性	B2 代替性	B3 安全性	B4 公共性	C 占用施設の 利用計画と 利用者等か らの検証	C1 占用施設利 用計画	C2 利用者	C3 利用形態	C4 住民意見の 反映	D 環境・治水・
審査区分	審査項目																					
A 基本理念と 基本方針等 の検証	A1 基本理念																					
	A2 基本方針																					
	A3 意見書																					
B 占用施設の 計画と設置 理由の検証	B1 必要性																					
	B2 代替性																					
	B3 安全性																					
	B4 公共性																					
C 占用施設の 利用計画と 利用者等か らの検証	C1 占用施設利 用計画																					
	C2 利用者																					
	C3 利用形態																					
	C4 住民意見の 反映																					
D 環境・治水・	D1 環境																					
	D2 治水																					

河川敷占用許可申請・審査の手引き 新旧対照表

新	旧		備考欄											
	<p>審査区分「D」で4項目</p> <p>の計15項目を設定している。</p> <p>審査項目は、審査対象案件により必要に応じて新審査項目の追加や、分割を行う。</p> <p>なお、現在の審査区分と審査項目の関係を右上表にて示す。</p> <p>(2) 審査細目</p> <p>審査細目は、審査内容を明確にして効率的に審査を進めるために、審査項目を細分化して設定し、審査内容について説明欄に具体的に記載する。</p> <p>審査細目は、審査項目の審査内容について、より詳細な設定を行うため、審査細目数は審査項目により異なる。</p> <p>例えば、「A1 基本理念」では「A11 基本理念」の1項目であるが、「B1 必要性」では「B11 必要理由」「B12 適正面積」の2項目となる。</p> <p>なお、審査細目は必要に応じて追加や削除を行なうことができるものとする。</p>	<table border="1" data-bbox="1496 277 1856 424"> <tr> <td>利水を考慮</td> <td>D3 利水</td> </tr> <tr> <td>した占用</td> <td>D4 景観・文化</td> </tr> <tr> <td>施設の検証</td> <td></td> </tr> </table>	利水を考慮	D3 利水	した占用	D4 景観・文化	施設の検証		<p>(削除)</p>					
利水を考慮	D3 利水													
した占用	D4 景観・文化													
施設の検証														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>審査区分</th> <th>審査項目</th> <th>審査細目</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A 基本理念と 基本方針等</td> <td>A1 基本 理念</td> <td>A11 基本理念</td> <td>基本理念の内容を満足しているか。</td> </tr> <tr> <td>A2 基本方</td> <td>A21 基本方針</td> <td>基本方針の内容を満足して</td> </tr> </tbody> </table>				審査区分	審査項目	審査細目	説明	A 基本理念と 基本方針等	A1 基本 理念	A11 基本理念	基本理念の内容を満足しているか。	A2 基本方	A21 基本方針	基本方針の内容を満足して
審査区分	審査項目	審査細目	説明											
A 基本理念と 基本方針等	A1 基本 理念	A11 基本理念	基本理念の内容を満足しているか。											
	A2 基本方	A21 基本方針	基本方針の内容を満足して											

河川敷占用許可申請・審査の手引き 新旧対照表

新	旧				備考欄							
<p>6-2 審査結果一覧表</p> <p>2023年度（2020～2021年度の試行を含む）からは以下に示す一覧表を用いる。</p> <table border="1" data-bbox="159 1241 969 1434"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 1241 562 1289">基本方針</th> <th data-bbox="562 1241 969 1289">河川管理者の判断</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 1289 562 1393">(1) 自然環境の保全・修復と治水、 利水に資するものとする。</td> <td data-bbox="562 1289 969 1393"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1393 562 1434">(1)' 自然環境の保全・修復を踏まえ</td> <td data-bbox="562 1393 969 1434"></td> </tr> </tbody> </table>	基本方針	河川管理者の判断	(1) 自然環境の保全・修復と治水、 利水に資するものとする。		(1)' 自然環境の保全・修復を踏まえ		<p>の検証</p>	<p>針</p>	<p>A3 意見書</p>	<p>A31 継続申請時の改善</p>	<p>いるか。</p>	<p>(追加)</p>
	基本方針	河川管理者の判断										
	(1) 自然環境の保全・修復と治水、 利水に資するものとする。											
	(1)' 自然環境の保全・修復を踏まえ											
	<p>B 占用施設の 計画と設置 理由の検証</p>	<p>B1 必要性</p>	<p>B11 必要理由</p>	<p>この場所を必要とする理由は基本理念と基本方針に照らし合わせ妥当か。</p>	<p>意見書で指摘された事項について、改善を行ったか。(改善のための計画を策定したか。)</p>							
			<p>B12 適正面積</p>	<p>占用面積は必要最小限にしているか。その算定に妥当性を示したか。</p>								
	<p>B2 代替性</p>	<p>B21 代替可能性</p>	<p>堤内地で代替できない施設であるか。</p>									
		<p>B22 代替地調査</p>	<p>堤内地で代替可能な施設の場合、代替地を調査したか。</p>									
		<p>B23 代替地選定</p>	<p>代替地調査の結果、適した代替地があった場合用地取得を試みたか。</p>									
<p>.....</p>	<p>.....</p>	<p>.....</p>										

河川敷占用許可申請・審査の手引き 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>たもの、また、治水・河川管理及び適正な利水・利用に資するものとする。</u></p>		
<p><u>(2) 誰もが河川と容易にふれあえるものとする。</u></p>		
<p><u>(3) 利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。</u></p>		
<p><u>(4) 利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、供用前の自然環境への復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をするものとする。</u></p>		
<p><u>(5) 利用が競合する場合は、関係者間で合意形成を図るものとする。</u></p>		
<p><u>(6) 数多くの人々に利用され、また住民や自治体等から存続及び新設の強い要望があり、かつ、適正な維持管理によって現状の自然環境の保全に配慮しつつ、防災機能としての役割があるものとする。</u></p>		

河川敷占用許可申請・審査の手引き 新旧対照表

新	旧	備考欄					
	<p>7. 申請内容の審査事例</p> <p>7-1 審査事例集の整理</p> <p>審査事例は、委員会で審査した審査結果を審査表の審査細目ごとに、以下の『審査事例の記入フォーム』に記載して作成する。</p> <p>作成した審査事例は、審査事例集として審査資料2に収録するものとする。</p> <div data-bbox="1025 901 1850 1444" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《審査事例の記入フォーム》……審査項目毎に事例を整理</p> <table border="1" data-bbox="1043 954 1597 1050"> <tr> <td style="width: 20%;">審査項目</td> <td style="width: 30%;">BO【審査項目名】</td> <td style="width: 50%;">BOO【審査細目名】</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1043 1098 1836 1441"> <tr> <td style="width: 60%;"> <p>(1) 審査で判断する内容</p> <p>■ 審査の際に判断する内容は、審査細目の説明欄の内容を記載する。</p> <p>■ 審査細目の内容として判断すべき事項を記述する。</p> </td> <td style="width: 40%;"> <p>(3) 審査で使用する資料名</p> <p>■ 申請者の説明資料名</p> <p>■ 事務局が準備する資料名</p> <p>■ その他必要な資料</p> </td> </tr> </table> </div>	審査項目	BO【審査項目名】	BOO【審査細目名】	<p>(1) 審査で判断する内容</p> <p>■ 審査の際に判断する内容は、審査細目の説明欄の内容を記載する。</p> <p>■ 審査細目の内容として判断すべき事項を記述する。</p>	<p>(3) 審査で使用する資料名</p> <p>■ 申請者の説明資料名</p> <p>■ 事務局が準備する資料名</p> <p>■ その他必要な資料</p>	<p>(削除)</p>
審査項目	BO【審査項目名】	BOO【審査細目名】					
<p>(1) 審査で判断する内容</p> <p>■ 審査の際に判断する内容は、審査細目の説明欄の内容を記載する。</p> <p>■ 審査細目の内容として判断すべき事項を記述する。</p>	<p>(3) 審査で使用する資料名</p> <p>■ 申請者の説明資料名</p> <p>■ 事務局が準備する資料名</p> <p>■ その他必要な資料</p>						

河川敷占用許可申請・審査の手引き 新旧対照表

新	旧	備考欄																		
	<div data-bbox="1043 323 1594 569" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>(2)判断のポイント</u></p> <p>■<u>現地調査で確認するなど、具体的確認する内容を記載する。</u></p> <p>■<u>審査ポイント、審査の視点など判断の参考となる内容を記述する。</u></p> </div> <div data-bbox="1043 619 1834 1442" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>(4)審査での判断例</u></p> <p>■<u>今までの委員会審査結果での審査項目のまとめ結果を記載する。判断に至った現地の写真、判断資料の具体内容は(5)参考となる写真等に記載する。</u></p> <p>■<u>審査事例は、【事例○】と審査名称を簡略して記載する。</u></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">【事例1】野洲川小浜河川公園（守山市）</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; padding: 2px;">} 平成17・18年</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">【事例2】野洲川川田河川公園（守山市）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">度</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">【事例3】野洲川改修記念公園（守山市）</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; padding: 2px;">} 平成18・19年</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">【事例4】グライダー操縦訓練場予定地</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">度</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">【事例5】野洲川立入河川公園（守山市）</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; padding: 2px;">} 平成19年度</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">【事例6】野洲川河川公園（野洲市）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">【事例7】野洲川運動公園（栗東市）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">【事例8】野洲川小浜河川公園（守山市）</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; padding: 2px;">} 平成20年度</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">【事例9】野洲川川田河川公園（守山市）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">【事例10】野洲川改修記念公園（守山市）</td> </tr> </table> </div>	【事例1】野洲川小浜河川公園（守山市）	} 平成17・18年	【事例2】野洲川川田河川公園（守山市）	度		【事例3】野洲川改修記念公園（守山市）	} 平成18・19年	【事例4】グライダー操縦訓練場予定地	度		【事例5】野洲川立入河川公園（守山市）	} 平成19年度	【事例6】野洲川河川公園（野洲市）	【事例7】野洲川運動公園（栗東市）	【事例8】野洲川小浜河川公園（守山市）	} 平成20年度	【事例9】野洲川川田河川公園（守山市）	【事例10】野洲川改修記念公園（守山市）	
【事例1】野洲川小浜河川公園（守山市）	} 平成17・18年																			
【事例2】野洲川川田河川公園（守山市）																				
度																				
【事例3】野洲川改修記念公園（守山市）	} 平成18・19年																			
【事例4】グライダー操縦訓練場予定地																				
度																				
【事例5】野洲川立入河川公園（守山市）	} 平成19年度																			
【事例6】野洲川河川公園（野洲市）																				
【事例7】野洲川運動公園（栗東市）																				
【事例8】野洲川小浜河川公園（守山市）	} 平成20年度																			
【事例9】野洲川川田河川公園（守山市）																				
【事例10】野洲川改修記念公園（守山市）																				

河川敷占用許可申請・審査の手引き 新旧対照表

新	旧	備考欄
	<p>この審査事例集は、平成29年4月現在において委員会審査を終了した</p> <p>【事例1】野洲川小浜河川公園（守山市）</p> <p>【事例2】野洲川川田河川公園（守山市）</p> <p>年度 } 平成17・18</p> <p>【事例3】野洲川改修記念公園（守山市）</p> <p>【事例4】グライダー操縦訓練場予定地</p> <p>年度 } 平成18・19</p> <p>【事例5】野洲川立入河川公園（守山市）</p> <p>【事例6】野洲川河川公園（野洲市）</p> <p>【事例7】野洲川運動公園（栗東市）</p> <p>年度 } 平成19年度</p> <p>【事例8】野洲川小浜河川公園（守山市）</p> <p>【事例9】野洲川川田河川公園（守山市）</p> <p>【事例10】野洲川改修記念公園（守山市）</p> <p>年度 } 平成20年度</p> <p>【事例11】野洲川ふれあい広場（野洲市・守山市）</p> <p>【事例12】野洲川小浜河川公園（守山市）</p> <p>年度 } 平成21年度</p> <p>【事例13】野洲川川田河川公園（守山市）</p> <p>【事例14】野洲川立入河川公園（守山市）</p> <p>【事例15】野洲川河川公園（野洲市）</p> <p>【事例16】野洲川運動公園（栗東市）</p> <p>年度 } 平成22年度</p> <p>【事例17】野洲川改修記念公園（守山市）</p> <p>【事例18】野洲川ふれあい広場（野洲市・守山市）</p> <p>【事例19】(仮称)野洲川中洲地区河川公園(守山市)</p> <p>年度 } 平成23年度</p> <p>年度 } 平成25年度</p> <p>年度 } 平成26年度</p>	

河川敷占用許可申請・審査の手引き 新旧対照表

新	旧	備考欄
	<p> <u>【事例20】野洲川川田河川公園(守山市)</u> <u>【事例21】野洲川立入河川公園 (守山市)</u> <u>【事例22】野洲川河川公園 (野洲市)</u> <u>【事例23】野洲川運動公園 (栗東市)</u> <u>【事例24】野洲川ふれあい広場 (野洲市・守山市)</u> </p> <p style="text-align: right;"> 平成27年度 平成29年度 </p> <p> <u>における審査項目・審査細目の委員コメントを集約して記載したものである。</u> <u>記載内容には、審査項目、審査細目が十分に確定していない状態で審査コメントを集約したものが含まれている。審査資料も十分でない状態で結論を出すため集約したものもある。</u> <u>このため、この審査事例を他の占用施設の審査に適用する際は、現地状況の比較を行い、状況にあった判断をする必要がある。</u> <u>また、審査事例についても、今後の審査結果を反映して内容の充実を図る必要がある。</u> <u>なお、審査事例集における審査細目名及び審査細目の説明は、審査対象案件を審議する中で修正が行われた事項を反映させていることから、各案件審査時における審査表 の審査細目及び審査細目の説明と必ずしも一致しない。したがって、各審査対象案件に おいて活用された審査表(参考資料2に収録)にて、どのような審査細目及び審査細目の 説明に基づく審査がなされたのかを確認されたい。(一致しない場合には、(4)審査での判断例において「(〇〇の項目にて審査)」と記載している)</u> </p> <p>8. 審査結果の集約と提出</p>	<p>(削除)</p>

河川敷占用許可申請・審査の手引き 新旧対照表

新	旧	備考欄
	<p>8-1 委員会審査結果の集約</p> <p><u>委員会委員は、審査が終了した時点で、審査結果を審査表に審査コメントとして記載して提出する。</u></p> <p><u>委員会は、提出された審査コメントを集約して、審査結果を調整作業会において取りまとめる。</u></p> <p>8-2 意見書による審査結果の回答</p> <p><u>委員会は、審査対象案件の審査結果を基に、判断理由と占用許可の是非、占用に関する要望事項、条件・付帯事項などを調整作業会にて審議する。</u></p> <p><u>意見書は、審議結果を基に、意見書フォーム例を参考に以下の順で作成する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 委員会としての結論</u> <u>2. 委員会としての意見・要望</u> <u>3. 検討の経緯</u> <p><u>作成した意見書は、委員会で承認を得た後、委員会委員長名で河川管理者（琵琶湖河川事務所長）へ提出する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>《意見書のフォーム例》…更新審査の例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 委員会としての結論 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>…対象施設の占用許可の更新については、下記の条件及び要望事項を付した上で、適当であると判断します。</p> </div> 2. 委員会としての意見・要望 <p>対象施設は、…（現状利用の状況、地域の状況等を記載）…</p> </div>	

河川敷占用許可申請・審査の手引き 新旧対照表

新	旧	備考欄				
<p>7. 参考資料 <u>以下の参考資料を別紙のとおり添付する。</u></p>	<p>しかしながら、……(審査項目からみた問題点、コメントなどを記載)…… よって、当委員会は、下記の事項を条件及び要望として、本施設の占有許可期間更新が適当であると判断する。 【占有許可期限の更新についての条件】 ①……(守って欲しい事項、禁止する事項、変更して欲しい事項などを箇条書きで記載) ②…… 【占有許可期限の更新についての要望事項】 ①……(配慮して欲しい事項、工夫をお願いする事項などを箇条書きで記載) ②…… 3. 検討の経緯 平成〇〇年〇〇月〇〇日 意見照会書の受理 平成〇〇年〇〇月〇〇日 河川管理者から概要説明 平成〇〇年〇〇月〇〇日 現地調査 平成〇〇年〇〇月〇〇日 申請者から申請内容についての説明 平成〇〇年〇〇月〇〇日 委員による意見交換 平成〇〇年〇〇月〇〇日 委員による意見書(案)の審議</p> <p>9. 審査資料と参考資料</p> <p>9-1. 審査資料</p> <table border="1" data-bbox="1043 1337 1850 1433"> <tr> <td>審査資料1</td> <td>審査表原本</td> </tr> <tr> <td>審査資料2</td> <td>委員会審査事例集</td> </tr> </table>	審査資料1	審査表原本	審査資料2	委員会審査事例集	<p>(変更) (追加) (削除)</p>
審査資料1	審査表原本					
審査資料2	委員会審査事例集					

河川敷占用許可申請・審査の手引き 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>7-1</u> 審査表 (原本)</p> <p><u>7-2</u> 審査対象施設位置図</p> <p><u>7-3</u> 意見</p> <p>【事例1】野洲川小浜河川公園意見書 H19.1.18</p> <p>【事例2】野洲川川田河川公園意見書 H19.1.18</p> <p>【事例3】野洲川改修記念公園意見書 H19.1.18</p> <p>【事例4】グライダー操縦訓練場意見書 H19.12.27</p> <p>【事例5】野洲川立入河川公園意見書 H20.3.19</p> <p>【事例6】野洲川河川公園意見書 H20.3.19</p> <p>【事例7】野洲川運動公園意見書 H20.3.19</p> <p>【事例8】野洲川小浜河川公園意見書 H21.3.31</p> <p>【事例9】野洲川川田河川公園意見書 H21.3.31</p>	<p>9-2 参考資料</p>	<p>(削除)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p>

河川敷占用許可申請・審査の手引き 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>【事例10】野洲川改修記念公園意見書 H21.3.31</p> <p>【事例11】野洲川ふれあい広場意見書 H21.10.23</p> <p>【事例12】野洲川小浜河川公園意見書 H22.10.12</p> <p>【事例13】野洲川川田河川公園意見書 H22.10.12</p> <p>【事例14】野洲川立入河川公園意見書 H24.3.15</p> <p>【事例15】野洲川河川公園意見書 H24.3.15</p> <p>【事例16】野洲川運動公園意見書 H24.3.15</p> <p>【事例17】野洲川改修記念公園意見書 H26.2.5</p> <p>【事例18】野洲川ふれあい広場意見書 H26.9.1</p> <p>【事例19】(仮称)野洲川中洲地区河川公園意見書 H26.11.26</p> <p>【事例20】野洲川川田河川公園意見書 H27.2.5</p> <p>【事例21】野洲川立入河川公園意見書 H28.2.10</p> <p>【事例22】野洲川河川公園意見書 H28.2.10</p> <p>【事例23】野洲川運動公園意見書 H28.2.10</p> <p>【事例24】野洲川ふれあい広場意見書 H29.12.21</p> <p>【事例25】野洲川川田河川公園意見書 H30.12.27</p> <p>【事例26】野洲川改修記念公園意見書 H31.3.18</p> <p>【事例27】野洲川ふれあい広場</p> <p>【事例28】野洲川中洲親水公園</p> <p>【事例29】野洲川立入河川公園</p> <p>【事例30】野洲川河川公園</p> <p>【事例31】野洲川運動公園</p> <p>【事例32】野洲川川田河川公園</p>	<p><u>参考資料1 審査対象施設位置図</u></p> <p><u>参考資料2 委員会審査表</u></p> <p>(1)野洲川小浜河川公園、野洲川改修記念公園、野洲川川田河川公園用審査表【事例1～3】</p> <p>(2)グライダー操縦訓練場用審査表【事例4】</p> <p>(3)野洲川立入河川公園、野洲川河川公園、野洲川運動公園用審査表【事例5～7】</p> <p>(4)野洲川小浜河川公園、野洲川改修記念公園、野洲川川田河川公園用審査表【事例8～10】</p> <p>(5)野洲川ふれあい広場用審査表【事例11】</p> <p><u>参考資料3 意見書</u></p> <p>【事例1】野洲川小浜河川公園意見書 H19.1.18</p> <p>【事例2】野洲川川田河川公園意見書 H19.1.18</p> <p>【事例3】野洲川改修記念公園意見書 H19.1.18</p> <p>【事例4】グライダー操縦訓練場意見書 H19.12.27</p> <p>【事例5】野洲川立入河川公園意見書 H20.3.19</p> <p>【事例6】野洲川河川公園意見書 H20.3.19</p> <p>【事例7】野洲川運動公園意見書 H20.3.19</p> <p>【事例8】野洲川小浜河川公園意見書 H21.3.31</p> <p>【事例9】野洲川川田河川公園意見書 H21.3.31</p> <p>【事例10】野洲川改修記念公園意見書 H21.3.31</p>	

河川敷占用許可申請・審査の手引き 新旧対照表

新	旧	備考欄
	<p>【事例11】野洲川ふれあい広場意見書 H21.10.23</p> <p>【事例12】野洲川小浜河川公園意見書 H22.10.12</p> <p>【事例13】野洲川川田河川公園意見書 H22.10.12</p> <p>【事例14】野洲川立入河川公園意見書 H24.3.15</p> <p>【事例15】野洲川河川公園意見書 H24.3.15</p> <p>【事例16】野洲川運動公園意見書 H24.3.15</p> <p>【事例17】野洲川改修記念公園意見書 H26.2.5</p> <p>【事例18】野洲川ふれあい広場意見書 H26.9.1</p> <p>【事例19】(仮称)野洲川中洲地区河川公園意見書 H26.11.26</p> <p>【事例20】野洲川川田河川公園意見書 H27.2.5</p> <p>【事例21】野洲川立入河川公園意見書 H28.2.10</p> <p>【事例22】野洲川河川公園意見書 H28.2.10</p> <p>【事例23】野洲川運動公園意見書 H28.2.10</p> <p>【事例24】野洲川ふれあい広場意見書 H29.12.21</p> <p>【事例25】野洲川川田河川公園意見書 H30.12.27</p> <p>【事例26】野洲川改修記念公園意見書 H31.3.18</p> <p>【事例27】野洲川ふれあい広場</p> <p>【事例28】野洲川中洲親水公園</p> <p>【事例29】野洲川立入河川公園</p> <p>【事例30】野洲川河川公園</p> <p>【事例31】野洲川運動公園</p> <p>【事例32】野洲川川田河川公園</p> <p>参考資料4 各占用区域の現状と今後の望ましい利用形態</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

河川敷占用許可申請・審査の手引き 新旧対照表

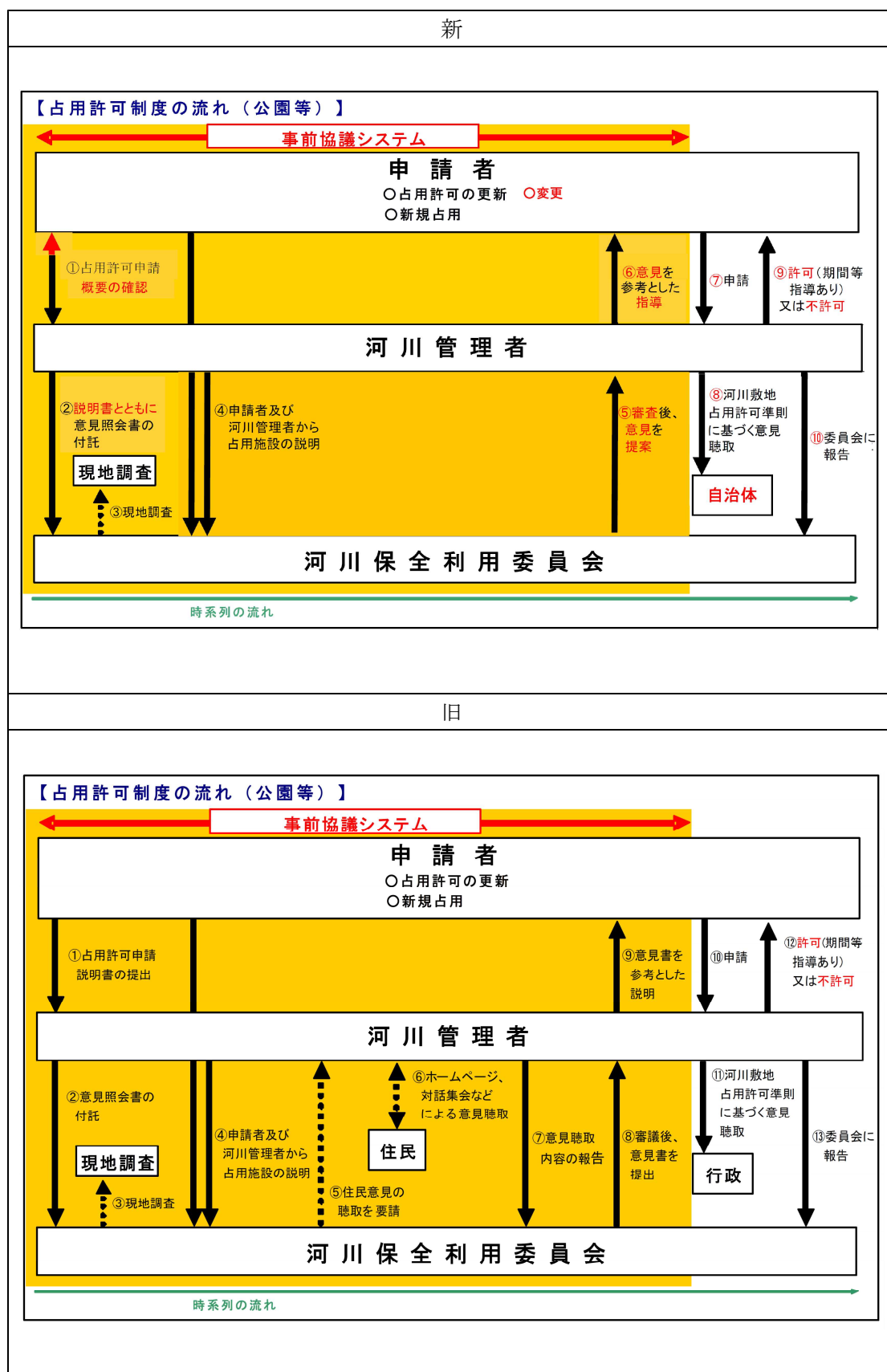
新	旧	備考欄
	<p>(1)野洲川小浜河川公園【事例1】</p> <p>(2)野洲川川田河川公園【事例2】</p> <p>(3)野洲川改修記念公園【事例3】</p> <p>(4)野洲川立入河川公園【事例5】</p> <p>(5)野洲川河川公園 【事例6】</p> <p>(6)野洲川運動公園 【事例7】</p> <p>(7)野洲川小浜河川公園【事例8】</p> <p>(8)野洲川川田河川公園【事例9】</p> <p>(9)野洲川改修記念公園【事例10】</p> <p>参考資料5 審査対象施設の概要(平面図と施設写真)</p> <p>(1)野洲川小浜河川公園概要(平面図と施設写真)</p> <p>(2)野洲川改修記念公園概要書(平面図と施設写真)</p> <p>(3)野洲川川田河川公園概要書(平面図と施設写真)</p> <p>(4)グライダー操縦訓練場概要書(平面図と施設写真)</p> <p>(5)野洲川立入河川公園概要書(平面図と施設写真)</p> <p>(6)野洲川河川公園概要書(平面図と施設写真)</p> <p>(7)野洲川運動公園概要書(平面図と施設写真)</p> <p>(8)野洲川ふれあい広場概要書(平面図と施設写真)</p> <p>(9)(仮称)野洲川中洲地区河川公園(平面図)</p> <p>参考資料6 委員会への意見照会書</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

河川敷占用許可申請・審査の手引き 新旧対照表

新	旧	備考欄
	<p>(1)野洲川小浜河川公園、野洲川川田河川公園、野洲川改修記念公園 H18.1.16【事例1～3】</p> <p>(2)ライダー操縦訓練場 H18.12.5【事例4】</p> <p>(3)野洲川立入河川公園、野洲川河川公園、野洲川運動公園 H19.12.4【事例5～7】</p> <p>(4)野洲川小浜河川公園、野洲川改修記念公園、野洲川川田河川公園 H20.12.4【事例8～10】</p> <p>(5)野洲川ふれあい広場 H21.6.2【事例11】</p> <p>(6)野洲川小浜河川公園、野洲川川田河川公園 H22.6.1【事例 12～13】</p> <p>(7)野洲川立入河川公園、野洲川河川公園、野洲川運動公園 H23.6.29【事例14～16】</p> <p>(8)野洲川改修記念公園 H25.9.4【事例17】</p> <p>(9)野洲川ふれあい広場、(仮称)野洲川中洲地区河川公園、野洲 川川田河川公園 H26.7.22【事例18～20】</p> <p>(10)野洲川立入河川公園、野洲川運動公園、野洲川河川公園 H27.10.14【事例21～23】</p> <p>(11)野洲川ふれあい広場 H29.9.12【事例24】</p> <p>参考資料7 占用施設の変更に係る河川保全利用委員会の審査 について(H25.12.18)</p>	

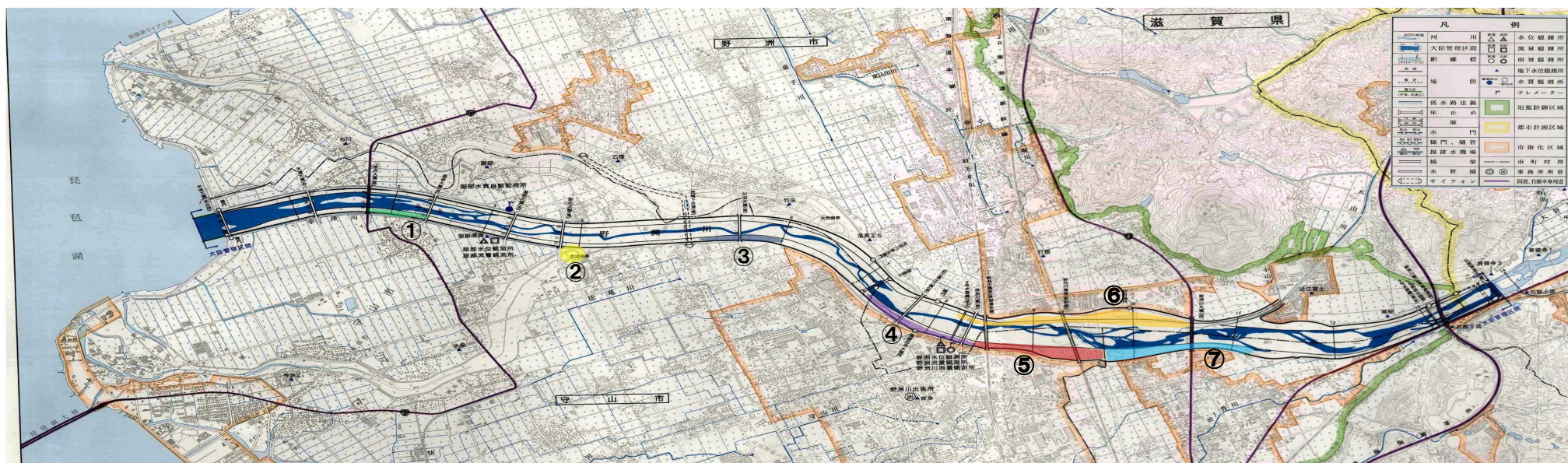
河川敷占用許可申請・審査の手引き 新旧対照表

新	旧	備考欄
---	---	-----




審議対象となる野洲川占用施設一覧

地点番号	件名	許可受取者	場所		占用面積 (m ²)	占用許可期間	期間満了年度	主な施設	地点番号	件名	許可受取者	場所		占用面積 (m ²)	占用許可期間	期間満了年度	主な施設
①	野洲川 中洲親水公園	守山市	守山市幸津川町地先	左岸	27,000.99	令和2年12月1日 ～令和7年11月30日	令和7年度	自然体験交流広場 自然環境保全・創出広場 緑陰の広場	⑤	野洲川 立入河川公園	守山市	守山市吉身五丁目字裏 川原～立入町川原	左岸	100,768.77	令和3年4月1日 ～令和7年3月31日	令和6年度	散策広場、クレイ広場、 芝生広場、バスケットコート、 グラウンドゴルフ場、グラウンド
②	野洲川 改修記念公園	守山市	守山市笠原町地先 (野洲川南流側帯)	左岸	23,097.01	平成31年4月1日 ～令和6年3月31日	令和5年度	サッカー場 グラウンドゴルフ場 多目的広場	⑥	野洲川 河川公園	野洲市	野洲市野洲地先～野洲 市三上地先	右岸	139,181.10	令和3年4月1日 ～令和7年3月31日	令和6年度	芝生広場、多目的運動場、 野球場、陸上競技場、 テニスコート、ゲートボール場、 グラウンドゴルフ場、健康広場
③	野洲川 川田河川公園	守山市	守山市川田町地先	左岸	34,152.40	令和3年10月1日 ～令和8年9月30日	令和3年度	多目的広場 グラウンドゴルフ場 緑地広場	⑦	野洲川 運動公園	栗東市	栗東市出庭 字外川原付近	左岸	34,794.36	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	令和2年度	グラウンドゴルフ場、芝生広 場、 テニスコート、ソフトボール場、 多目的広場、陸上競技場
④	野洲川 ふれあい広場	野洲市、 守山市連名	守山市小島町字橋本地 先～野洲市野洲字坂田 地先	左岸	76,362.11	令和2年10月1日 ～令和7年9月30日	令和7年度	せせらぎ広場 ホテル広場 イベント広場 自由広場									




今後のスケジュールについて(令和4年～5年度)

委員会回数	令和4年度		令和5年度			
	開催時期	第61回	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
委員会運営に関する見直し等審議	第3四半期	第4四半期				
野洲川改修記念公園 (守山市)						



 諮問
意見の提案・助言



 諮 問